

令和 7 年 2 月 4 日

市政記者クラブ様

緑政土木局河川部河川工務課
担当 藤岡・勝山（972-2895）

土壌汚染の報告について

当局事業中の大高南二号調節池保全工事（緑）（週休 2 日）において、浚渫に伴う土壌調査を行った結果、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準の値を超える物質が検出されました。

令和 7 年 2 月 4 日に環境局へ報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

緑区南大高一丁目地内（大高南二号調節池）

2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土壌溶出量 調査	ふっ素及び その化合物	1.0mg/L	1.25 倍	0.8mg/L 以下	1/1

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

凡 例

● : 試料採取 (基準値超過)

【ふっ素及びその化合物】

*100mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.0mg/L）では、水 100L に含まれる量になります。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典：日本環境管理学会「改訂4版水道水質基準ガイドブック」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)